

衛水第65号
昭和33年11月12日

各都道府県衛生主管部(局)長あて

厚生省水道課長

建築基準法施行令の一部改正と水道法第3条第8項の給水装置について（通知）

建築基準法施行令の一部改正（昭和33年10月4日政令第283号）により同令第129条の2に建築物に設ける給水・排水その他の配管設備の工法の規定が新たに設けられたが、給水装置については、同条第4号から第7号までの適用除外が規定されたほか、更に別紙の通り、その他の事項についても建築基準法による確認申請書の添付書類として図書を提出せしめないこととなっているのでこの旨御了知のうえ管下水道事業者の指導に当たられたい。

（別紙）

住指発第148号
昭和33年10月31日

厚生省水道課長あて

建設省建築指導課長

建築基準法施行令の一部改正について（通知）

昭和33年10月4日政令第283号をもつて建築基準法施行令が別紙の通り改正されたが、本令中、給水、排水の配管整備の工法の規定の施行については、水道法の施行と密接な関係をし、かつ、さきに口頭で連絡した通り、当省としては、特に建築基準法による確認申請書の添付書類として水道の給水装置に関する図書を強制する意志はないので、貴職においても、宜しく御配慮をお願いする。

別紙 略